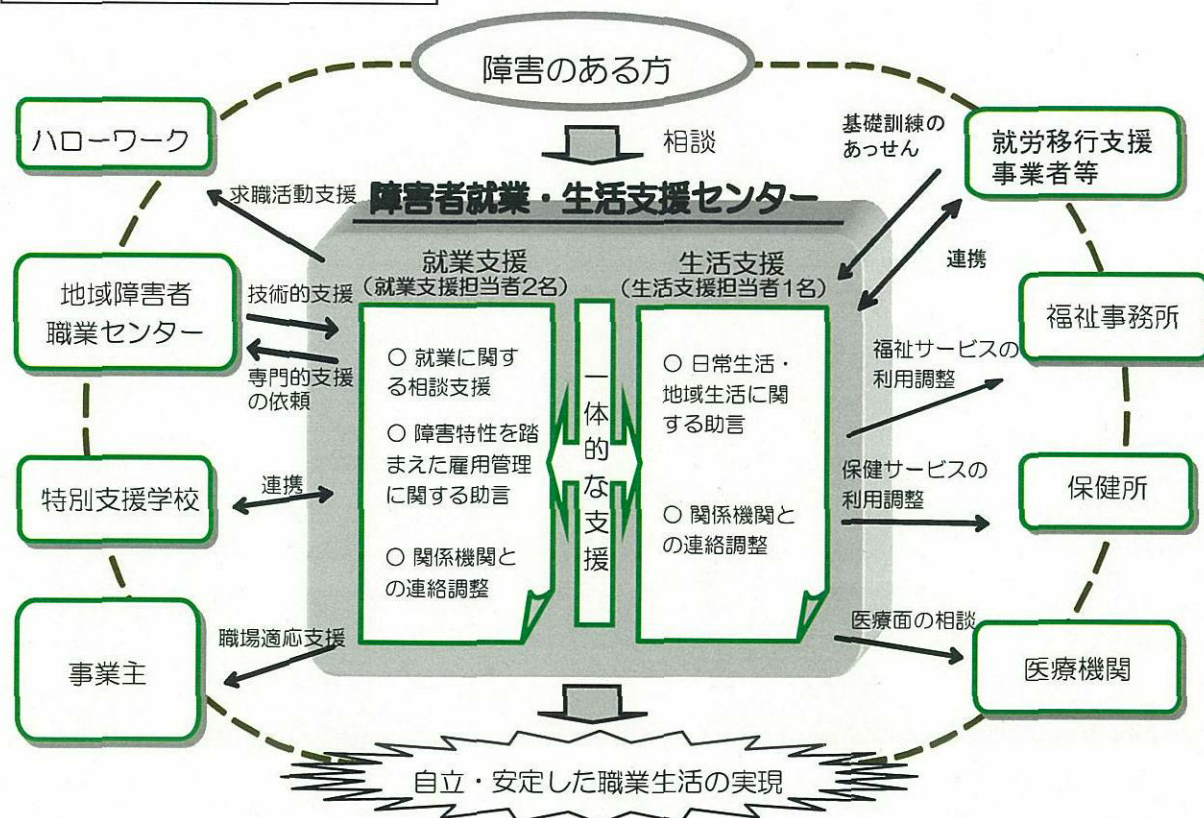


障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

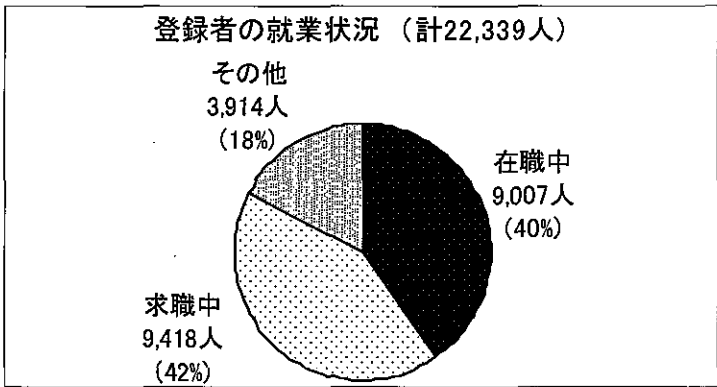
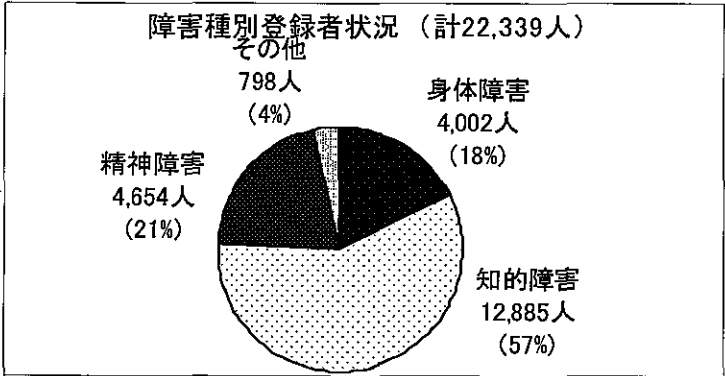
- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

設置箇所数

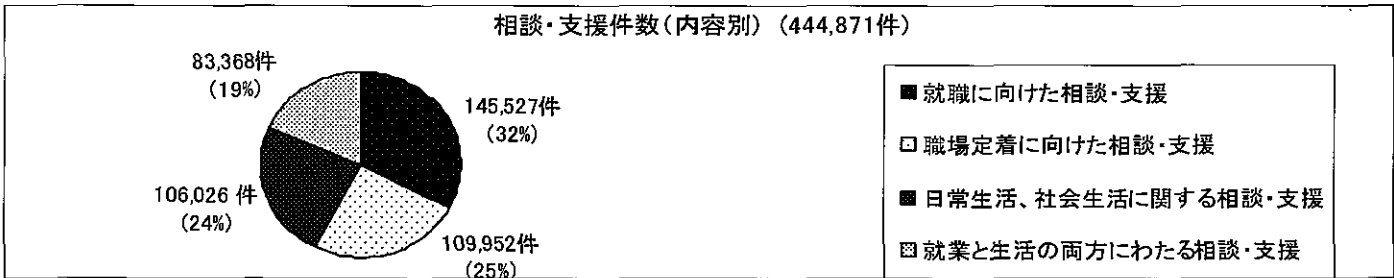
平成18年度 110センター
→ 19年度 135センター

障害者就業・生活支援センター事業実施状況（平成18年度）

（１）支援対象障害者（登録障害者）の状況



（２）障害者に対する相談・支援の状況



（３）障害者の就職状況

(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
650 (18%)	2, 126 (59%)	726 (20%)	132 (4%)	3, 634

<参考>

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
(平成17年法律第81号) (抄)

附 則

(検討)

第2条

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

平成十七年六月八日
衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとする。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

平成十七年六月二十八日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うこと。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うこと。